



株式会社キャンディル

証券コード：1446

第8回 定時株主総会 招集ご通知

日時 2021年12月24日（金曜日）
午後1時（受付開始 午後0時30分）

場所 東京都文京区後楽二丁目6番1号
住友不動産飯田橋ファーストタワー地下1階
ベルサール飯田橋ファースト

決議事項

- 第1号議案 資本準備金減少の件
- 第2号議案 定款の一部変更の件
- 第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名の選任の件
- 第6号議案 監査等委員でない取締役の金銭報酬額決定の件
- 第7号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件
- 第8号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬額決定の件

目次

第8回定時株主総会招集ご通知 …	1
株主総会参考書類 ……………	5
事業報告 ……………	33
連結計算書類 ……………	46
計算書類 ……………	48
会計監査人の監査報告 ……………	50
監査役会の監査報告 ……………	54

証券コード 1446
2021年12月8日

株 主 各 位

東京都新宿区北山伏町1番11号

株式会社キャンディル

代表取締役 **林 晃 生**
社 長

第8回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第8回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2021年12月23日(木曜日)の営業終了時刻(午後6時)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年12月24日(金曜日) 午後1時(受付開始 午後0時30分)
2. 場 所 東京都文京区後楽二丁目6番1号 住友不動産飯田橋ファーストタワー地下1階
ベルサール飯田橋ファースト

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第8期(2020年10月1日から2021年9月30日まで) 事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第8期(2020年10月1日から2021年9月30日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---------------------------------|
| 第1号議案 | 資本準備金減少の件 |
| 第2号議案 | 定款の一部変更の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員でない取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名の選任の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員でない取締役の金銭報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件 |
| 第8号議案 | 監査等委員である取締役の金銭報酬額決定の件 |

以 上

1. 当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
2. 以下の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - (1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「会計監査人の状況」及び「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
3. 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類（インターネット開示事項を含む。）に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（<https://www.candea.co.jp/>）に掲載させていただきます。
4. 総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の予防措置として、運営スタッフはマスクを着用して対応をさせていただきます。

株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、株主総会当日の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただきますようお願い申し上げます。併せて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保及び感染拡大防止のために必要な措置を講じる場合がありますので、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、株主総会会場の座席は、例年より間隔を広くとって配置しますので、会場が満席となった場合、ご来場いただきましても入場をお断りすることもございますので、あらかじめお含みおきください。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2021年12月24日（金曜日）午後1時

■ 株主総会にご出席されない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。なお、各議案につき賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

行使期限 2021年12月23日（木曜日）午後6時必着



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2021年12月23日（木曜日）午後6時まで



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、1回に限り「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました！同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

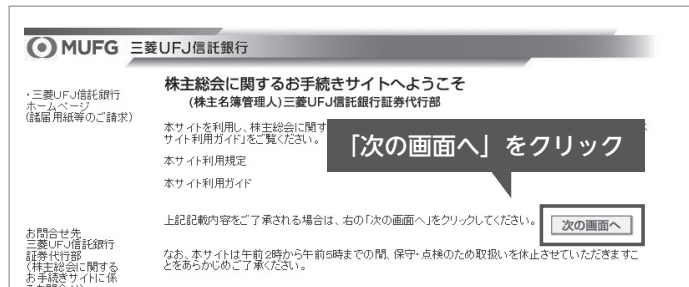
※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

インターネットによる議決権行使のご案内



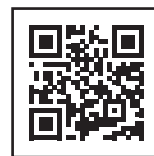
インターネットによる議決権行使は、スマートフォン又はパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



議決権行使ウェブサイト

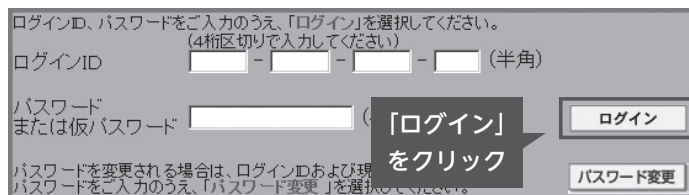
<https://evote.tr.mufg.jp/>



① ご注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



3 「現在のパスワード」に「仮パスワード」を入力 「新しいパスワード」と 「新しいパスワード（確認用）」の両方を入力



「送信」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 資本準備金減少の件

当社は、分配可能額の充実を図るとともに今後の資本政策の機動性、柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金を取り崩し、減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振替えさせていただきたいと存じます。

なお、資本準備金の額の減少に関する債権者異議申述期間は、2022年1月27日をもって満了する予定です。

(1) 減少する準備金の額	
資本準備金	500,000,000円
(2) 増加する剰余金の額	
その他資本剰余金	500,000,000円
(3) 資本準備金の額の減少が効力を生ずる日	2022年1月28日

第2号議案 定款の一部変更の件

1. 変更の目的・理由

当社定款につきまして、次の変更を行うことにつき、ご承認をお願いするものです。

(1) 当社は、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスを強化することにより、経営の透明性を一層向上させるとともに意思決定のさらなる迅速化を実現するため、監査等委員会設置会社に移行することといたします。監査等委員会設置会社への移行のための監査等委員会の新設及び監査等委員である取締役に関する規定の追加等、ならびにそれに伴う監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行い、併せて附則として監査役の責任免除の規定削除に伴う経過措置の規定を設けます。

また、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を新設します。

(2) グループの事業範囲の拡大に合わせて、目的事項の追記等の改定を行います。

(3) 上記条文の新設、改定及び削除に伴う条番号の繰下げ・繰上げ等の所要の変更を行います。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお、表中の下線は変更箇所を示しております。

なお、定款の変更については、本総会終結の時をもって、効力が発生するものとします。

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社キャンディルと称し、英文では、CANDEAL CO., Ltdと表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、株式会社キャンディルと称し、英文では、CANDEAL C<u>o</u>., Ltd<u>.</u>と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の各号の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(1)～(5) 《条文省略》</p> <p>(6) 各種物品（木工用機械器具、園芸用機械器具、家具、室内装飾品、皮革製品、家庭用電気製品、キッチン等の住宅設備機器、建築資材、オフィスコンピューター・ファクシミリ等専用事務機器、電気音響機器、什器、日用品雑貨及び手芸・作品等）の販売、レンタル及び取付工事並びに輸出入及び製造</p> <p>(7) 《条文省略》</p> <p>(8)第6号に掲げる物品の保守及び補修業務の請負</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p>(9) 前各号の業務・経営に関するコンサルティング及び連携する特定会社への研修・指導並びに第6号の物品、第7号の補修材料の利用方法及びハウスメンテナンス技能に関する教育の受託</p> <p>(10)～(11) 《条文省略》</p> <p>(12) 工務店向けフランチャイズシステムの開発及び運営業務並びに住宅販売に付随する業務の代行サービス業務の受託</p>	<p>(1)～(5) 《現行どおり》</p> <p>(6) 各種物品（木工用機械器具、園芸用機械器具、家具、室内装飾品、皮革製品、家庭用電気製品、キッチン等の住宅設備機器、建築資材、オフィスコンピューター・ファクシミリ等専用事務機器、電気音響機器、什器、日用品雑貨及び手芸・作品等）の販売、レンタル、<u>取付工事、保守及び補修業務の請負</u>並びに輸出入及び製造</p> <p>(7) 《現行どおり》</p> <p>(8)光触媒コーティングによる抗ウイルス抗菌サービスの請負並びに抗ウイルス・抗菌・除菌・殺菌・防臭・消毒等に関する材料、機器・装置等の研究、開発、製作、販売、買取、レンタル、リース及び輸出入</p> <p>(9) <u>住宅に係る設備機器及び建材の品質・性能保証に関する業務</u></p> <p>(10) <u>インターネット・携帯電話等を利用した情報提供サービス、広告及び宣伝に関する業務</u></p> <p>(11) 前各号の業務に関するコンサルティング、代理店の募集及び指導、フランチャイズチェーンシステムによる加盟店の募集及び指導</p> <p>(12)～(13) 《現行どおり》</p> <p>(14) 住宅販売に付随する業務の代行サービス業務の受託</p>

現 行 定 款	変 更 案
(13)～(14) 《条文省略》	(15)～(16) 《現行どおり》
(15) 貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業	(17) 一般貨物運送取扱事業及び貨物自動車運送事業
(16)～(19) 《条文省略》	(18)～(21) 《現行どおり》
(20) 損害保険代理店業	《削 除》
(21)～(22) 《条文省略》	(22)～(23) 《現行どおり》
第3条～第4条 《条文省略》	第3条～第4条 《現行どおり》
(機関の設置)	(機関の設置)
第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。	第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) 監査役	《削 除》
(3) 監査役会	(2) 監査等委員会
(4) 会計監査人	(3) 会計監査人
第2章 株式	第2章 株式
第6条～第13条 《条文省略》	第6条～第13条 《現行どおり》
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第14条～第19条 《条文省略》	第14条～第19条 《現行どおり》

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="264 182 635 213">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="182 263 370 293">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="161 303 733 371">第20条 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="182 462 480 492">(取締役の選任及び解任)</p> <p data-bbox="161 503 733 651">第21条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="167 742 733 1052">2 前項の決議をする場合、<u>取締役が欠けた場合又は法令若しくは本定款で定めた取締役数を欠くこととなるときに備えて、会社法施行規則第96条に定めるところにより補欠取締役を選任することができる。ただし、その決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p data-bbox="863 182 1233 213">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p data-bbox="781 263 969 293">(取締役の員数)</p> <p data-bbox="760 303 1332 414">第20条 当社の<u>監査等委員でない</u>取締役は、<u>1名以上10名以内とし、監査等委員である</u>取締役は、<u>3名以上5名以内</u>とする。</p> <p data-bbox="781 462 1079 492">(取締役の選任及び解任)</p> <p data-bbox="760 503 1332 731">第21条 取締役の選任は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を</u>もって行う。</p> <p data-bbox="766 742 1332 1011">2 前項の決議をする場合、<u>監査等委員である</u>取締役若しくは<u>それ以外の</u>取締役が欠けたとき、又は法令若しくは本定款で定めた<u>それら</u>取締役数を欠くこととなるときに備えて、会社法施行規則第96条に定めるところにより補欠取締役を選任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="379 178 520 208">《新 設》</p> <p data-bbox="167 541 734 609">3 前二項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="167 621 734 768">4 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p data-bbox="178 941 368 972">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="163 984 734 1090">第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p data-bbox="768 178 1335 530">3 前項の補欠取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、<u>監査等委員でない取締役の補欠取締役は当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとし、監査等委員である取締役の補欠取締役は当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。ただし、株主総会の決議によってその期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="768 542 1335 610">4 前三項の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p data-bbox="768 622 1335 889">5 取締役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、<u>監査等委員でない取締役の解任はその議決権の過半数をもって行い、監査等委員である取締役の解任はその議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p data-bbox="778 941 969 972">(取締役の任期)</p> <p data-bbox="763 984 1335 1251">第22条 <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 任期の満了前に退任した取締役の補欠として就任する取締役の任期は、その退任した取締役の任期の満了する時までとし、増員により選任された取締役の任期は、その選任時に在任する他の取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p style="text-align: center;">《新 設》</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を選定するほか、取締役社長以外の役付取締役を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集) 第24条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>2 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役の補欠として就任する取締役の任期は、その退任した取締役の任期の満了する時までとし、増員により選任された監査等委員でない取締役の任期は、その選任時に在任する他の監査等委員でない取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第23条 当社は、取締役会の決議によって、<u>会社法第399条の13第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第24条 当社は、取締役会の決議によって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 当社は、取締役会の決議をもって<u>監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定するほか、取締役社長以外の役付取締役を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集) 第25条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第25条～第26条 《条文省略》</p> <p>(取締役会の決議等の省略)</p> <p>第27条 当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>2 取締役、監査役又は会計監査人が、取締役及び監査役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>第29条 《条文省略》</p>	<p>2 取締役会は、取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>第26条～第27条 《現行どおり》</p> <p>(取締役会の決議等の省略)</p> <p>第28条 当社は、議決に加わることのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>2 取締役又は会計監査人が、取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項（会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。）を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第29条 取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</p> <p>第30条 《現行どおり》</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第31条 《条文省略》</p> <p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任及び解任)</p> <p>第33条 <u>監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 <u>前項の決議をする場合、監査役が欠けた場合又は法令若しくは本定款で定めた監査役数を欠くこととなるときに備えて、会社法施行規則第96条に定めるところにより補充監査役を選任することができる。ただし、その決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第32条 《現行どおり》</p> <p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>《削 除》</p> <p>《削 除》</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 <u>監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として就任する監査役の任期は、その退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第35条 <u>監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第36条 <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2 <u>監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</u></p>	<p>《削 除》</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 <u>監査等委員会</u>は、その決議によって<u>監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第34条 <u>監査等委員会</u>の招集は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに<u>その通知</u>を発する。ただし、緊急を要する場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>監査等委員会</u>は、<u>監査等委員</u>の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>監査役会の決議の方法</u>) 第37条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査役会への報告の省略</u>) 第38条 <u>取締役、監査役又は会計監査人が監査役の全員に対して監査役会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査役会へ報告することを要しない。</u></p> <p>(<u>監査役会の議事録</u>) 第39条 <u>監査役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査役会規程</u>) 第40条 <u>監査役会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(<u>監査役の報酬等</u>) 第41条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(<u>監査等委員会の決議の方法</u>) 第35条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(<u>監査等委員会への報告の省略</u>) 第36条 <u>取締役又は会計監査人が監査等委員の全員に対して監査等委員会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を監査等委員会へ報告することを要しない。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の議事録</u>) 第37条 <u>監査等委員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査等委員がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規程</u>) 第38条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令及び本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">《削 除》</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同第426条第1項に定める要件に該当する場合には、同第425条第1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当社は、監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、同第427条第1項により、同項に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第427条第1項に定める「最低責任限度額」とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第43条～第44条 《条文省略》</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条～第47条 《条文省略》</p>	<p>《削 除》</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第39条～第40条 《現行どおり》</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条～第43条 《現行どおり》</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>《新 設》</p>	<p><u>附 則</u></p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p><u>第 1 条 当社は、第 8 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 第 8 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。</u></p>

第3号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、次の4名を監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員でない取締役として選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

なお、本取締役候補者は、当社指名・報酬委員会の答申に基づく候補者であります。

また、大浦善光氏は社外取締役としての選任候補者であります。

候補者 番号	候補者氏名		性別	取締役 在任年数	現在の当社における 地位、担当	取締役会 出席状況	
1	はやし 林	あきお 晃生	再任	男性	6年8カ月	代表取締役社長	19回/19回 (100%)
2	ふじわら 藤原	いずみ 泉	再任	女性	6年8カ月	取締役 (管理管掌)	19回/19回 (100%)
3	ひご 肥後	こうじ 宏治	再任	男性	1年	取締役 (事業管掌)	19回/19回 (100%)
4	おおaura 大浦	よしみつ 善光	再任 社外	男性	4年3カ月	社外取締役	19回/19回 (100%)

<監査等委員でない取締役候補者>

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有 株式数
1	<p>はやし あきお 林 晃生 (1967年5月8日)</p>	<p>1986年6月 株式会社日本不動産学院 入社 1993年5月 有限会社東陽ホーム 設立 同社 代表取締役社長 1995年8月 旧株式会社バーンリペア 設立 同社 代表取締役社長 2001年3月 有限会社ハウスケア 設立 同社 取締役 2006年7月 株式会社ニッケン 代表取締役社長 2008年7月 株式会社ケーエスエム (後の株式会社スペック、現株式会社キャンディルデクト) 代表取締役 2011年5月 株式会社バーングループ (後の旧株式会社バーンホールディングス) 代表取締役社長 株式会社B R (現株式会社バーンリペア) 代表取締役社長 2011年7月 株式会社T R Aキャピタル (現株式会社T R A) 設立 同社 代表取締役社長 (現任) 2011年10月 株式会社バーンリペア (前株式会社B R) 取締役会長 株式会社ケーエスエム (後の株式会社スペック、現株式会社キャンディルデクト) 取締役 株式会社ハウスボックス (現株式会社キャンディルデザイン) 取締役 2012年12月 株式会社T R Aフードサービス 設立 同社 取締役 (現任) 2013年12月 株式会社バーンリペア 代表取締役会長 2015年3月 株式会社ア・フィック 取締役 2015年4月 株式会社バーンホールディングス (前株式会社B H、現当社) 代表取締役社長 2016年10月 当社 代表取締役会長 2016年12月 株式会社バーンリペア 取締役 (現任) 2017年8月 当社 代表取締役会長兼社長 2017年9月 当社 代表取締役社長 (現任) 株式会社キャンディルデザイン 取締役 2020年11月 株式会社キャンディルパートナーズ 設立 同社 取締役 (現任)</p>	1,964,800株
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、現在、当社の代表取締役社長を務めております。当社グループの創業者であり、経営者としてグループ事業に関する豊富な経験と幅広い知識を活かし、強いリーダーシップをもって、当社及びグループ会社の成長・発展に寄与しております。 今後も取締役として当社経営に参画いただき、さらなる成長・発展のためにリーダーシップを発揮していただくことを期待し、監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有 株式数
2	ふじわら いずみ 藤原 泉 (1963年9月13日)	<p>1986年12月 公文教育研究会松本支局にて教室開設（大手清水教室）</p> <p>1989年9月 株式会社日本組織マネジメント研究所 入社</p> <p>1996年1月 ヒラシヨー株式会社 入社</p> <p>2004年12月 旧株式会社バーンリペア 入社</p> <p>2011年10月 株式会社バーンリペア（前株式会社B R）入社</p> <p>同社 取締役（企画室 室長）</p> <p>同社 取締役（経営管理本部 本部長）</p> <p>2014年12月 旧株式会社バーンホールディングス 取締役</p> <p>2015年4月 株式会社バーンホールディングス（前株式会社BH、現当社） 取締役（管理本部長）</p> <p>2016年3月 株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン） 取締役</p> <p>2017年9月 株式会社バーンリペア 取締役（現任）</p> <p>2017年10月 当社 取締役（管理部門担当）</p> <p>2020年12月 当社 取締役（管理管掌）（現任）</p> <p>株式会社キャンディルテクト 取締役（現任）</p> <p>株式会社キャンディルデザイン 取締役（現任）</p>	53,800株
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、現在、当社の取締役（管理管掌）を務めております。当社グループの主要な部門での豊富な経験と見識を兼ね備えており、グループの経営管理に関する課題解決を推進していただいております。</p> <p>今後も取締役として経営に参画いただくことで、当社のさらなる成長・発展に寄与していただけることを期待し、監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況		所有 株式数
3	ひご こうじ 肥後 宏治 (1971年9月3日)	1991年4月	株式会社日本総建 入社	0株
		1995年6月	ネットワークジャパン株式会社 入社	
		1997年10月	同社 常務取締役	
		1998年10月	ネットワークワークス&コミュニケーションズ株式会社 代表取締役	
		1999年2月	長谷川興産株式会社(現HITOWAライフパートナー株式会社) 入社	
		2000年6月	同社 取締役(FC開発部長)	
		2001年4月	同社 取締役(FCリクルート本部長)	
		2003年4月	同社 常務取締役	
		2011年10月	同社 代表取締役社長	
		2020年6月	当社 入社 当社 執行役員事業統括担当	
		2020年11月	株式会社キャンディルパートナーズ 設立 同社 取締役(現任)	
		2020年12月	当社 取締役(事業管掌)(現任) 株式会社キャンディルテクト 取締役(現任)	
<p>【取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、現在、当社の取締役(事業管掌)を務めております。前職のハウスクリーニング業界での経験と実績等から当社グループの経営戦略や各事業戦略の策定等でその高い課題発見・解決力を発揮していただいております。 今後も取締役として経営に参画いただくことで、当社のさらなる成長・発展に寄与していただけることを期待し、監査等委員でない取締役として選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有株式数
4	おおうら よしみつ 大浦 善光 (1954年7月8日)	1977年4月 野村證券株式会社 入社 2003年6月 同社 常務執行役 野村ホールディングス株式会社 執行役 2009年3月 株式会社ジャフコ(現ジャフコグループ株式会社) 常務執行役員 2013年4月 同社 専務取締役 2014年8月 株式会社ウィズバリュー 代表取締役(現任) 2015年5月 株式会社アルバイトタイムス 社外取締役 2015年6月 株式会社MS-Japan 監査役 2016年1月 パーク24株式会社 社外取締役(現任) 2016年6月 株式会社MS-Japan 社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年9月 当社 社外取締役(現任)	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、現在、当社社外取締役を務めております。複数企業の経営に携わっており、豊富な経験と知見を活かした提言等を通して、取締役会等の実効性向上に貢献してきました。今後も他業界からの視点で幅広い意見・助言をいただけるものと期待して、引き続き監査等委員でない社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 2011年10月1日に株式会社バーンリペアと株式会社BRが合併し、同日に存続会社の株式会社BRが商号を「株式会社バーンリペア」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンリペアについては「旧株式会社バーンリペア」で表記しております。
2. 2015年4月1日に株式会社バーンホールディングスと株式会社BHが合併し、同日に存続会社の株式会社BHが商号を「株式会社バーンホールディングス」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンホールディングスについては「旧株式会社バーンホールディングス」で表記しております。
3. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
4. 大浦善光氏は、社外取締役候補者であります。
5. 大浦善光氏は東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、再任をご承認いただいた場合は、引き続き東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。
6. 当社は、大浦善光氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、同氏が再任された場合、同氏と当該契約を継続する予定です。
7. 当社は、当社の取締役及び監査役的全員を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各氏の再任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
8. 大浦善光氏は現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会の終結の時をもって4年3ヵ月となります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、次の3名を監査等委員会設置会社に移行後の監査等委員である取締役として選任をお願いしたいと存じます。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

なお、本取締役候補者は、当社指名・報酬委員会の答申に基づく候補者であります。

また、全員社外取締役としての選任候補者であります。

候補者 番号	候補者氏名	性別	取締役 在任年数	現在の当社における 地位、担当	取締役会 出席状況	
1	<small>ふるかわ しずひこ</small> 古川 静彦	新任 社外	男性	—	常勤監査役	19回／19回 (100%)
2	<small>つむら よしあき</small> 津村 美昭	新任 社外	男性	—	監査役	19回／19回 (100%)
3	<small>とびまつ じゅんいち</small> 飛松 純一	新任 社外	男性	—	監査役	19回／19回 (100%)

＜監査等委員である取締役候補者＞

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有 株式数
1	ふるかわ しずひこ 古川 静彦 (1951年11月27日)	1975年4月 日本専売公社（現日本たばこ産業株式会社） 入社 2004年4月 同社 監査部 部長 2006年4月 旧株式会社バーンリペア 監査役 2008年9月 株式会社ケーエスエム（後の株式会社スペック、現株式会社キャンディルテクト） 監査役 2008年12月 株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン） 監査役 2011年5月 株式会社B R（現株式会社バーンリペア） 監査役 2011年10月 株式会社バーンリペア（前株式会社B R） 監査役 旧株式会社バーンホールディングス 監査役 2015年4月 株式会社バーンホールディングス（現当社） 監査役 株式会社バーンリペア 監査役（現任） 2015年12月 レイオンコンサルティング株式会社 監査役 2016年3月 株式会社スペック（現株式会社キャンディルテクト） 監査役（現任） 株式会社ハウスボックス（現株式会社キャンディルデザイン） 監査役（現任） 株式会社ア・フィック 監査役 2018年3月 当社 社外監査役（常勤）（現任） 2020年11月 株式会社キャンディルパートナーズ 監査役（現任）	7,600株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、上場企業での経理、子会社経営管理、内部監査等の豊富な業務経験と長年の監査役としての経験を有し、これまで財務会計、経営、法務、監査についての幅広い見識により有益なご意見や率直なご指摘を受けており、今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、当社の意思決定の健全性・適正性の確保と透明性に資する監査等委員会の監査が期待できるものと判断し、選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況	所有 株式数
2	つむら よしあき 津村 美昭 (1974年2月4日)	1996年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入社 2006年4月 株式会社みずほ銀行 事業調査部 出向 2008年10月 大和証券株式会社 事業法人部 出向 2016年7月 株式会社イッカツ 監査役 2016年9月 監査法人フィールズ 代表社員（現任） 税理士法人フィールズ 代表社員（現任） 2016年12月 当社 社外監査役（現任）	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、公認会計士の資格を有し、これまで社外監査役として企業会計等に関する豊富な知識と幅広い経験、ならびに企業監査の豊富な実績と高い見識に立った有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役の立場から専門的な知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけることを期待し、選任をお願いするものであります。</p>			
3	とびまつ じゅんいち 飛松 純一 (1972年8月15日)	1998年4月 森綜合法律事務所（現森・濱田松本法律事務所） 弁護士 2009年3月 株式会社アマナホールディングス（現株式会社アマナ） 社外監査役 2010年4月 東京大学大学院法学政治学研究科 准教授 2016年3月 AWP ジャパン株式会社 社外監査役 2016年7月 飛松法律事務所（現外苑法律事務所） 弁護士（現任） 2017年6月 株式会社エーアイ 社外取締役（監査等委員）（現任） 2017年9月 当社 社外監査役（現任） 2018年6月 MS & AD インシュアランス グループ ホールディングス株式会社 社外取締役（現任） 2018年8月 エネクス・インフラ投資法人 監督役員（現任） 2021年3月 株式会社アマナ 社外取締役（現任）	0株
<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 同氏は、弁護士の資格を有し、これまで企業法務に関する豊富な知識と幅広い経験に基づく有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役の立場から専門的な知見に基づき業務執行に対する適切な監査・監督等の職務を果たしていただけることを期待し、選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 2011年10月1日に株式会社バーンリペアと株式会社B Rが合併し、同日に存続会社の株式会社B Rが商号を「株式会社バーンリペア」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンリペアについては、「旧株式会社バーンリペア」で表記しております。
2. 2015年4月1日に株式会社バーンホールディングスと株式会社B Hが合併し、同日に存続会社の株式会社B Hが商号を「株式会社バーンホールディングス」に変更しておりますため、消滅会社の株式会社バーンホールディングスについては「旧株式会社バーンホールディングス」と表記しております。

3. 各候補者と当社の間には、いずれも特別の利害関係はなく、独立性に影響を与える事由はありません。
 - (1)古川静彦氏が監査役として兼任している株式会社は、いずれも当社の子会社であります。
 - (2)津村美昭氏は監査法人フィールズ及び税理士法人フィールズの代表社員ですが、両法人と当社との間に顧問関係、取引実績はありません。
 - (3)飛松純一氏は外苑法律事務所のパートナーですが、同法律事務所と当社との間に顧問関係、取引実績はありません。
4. 古川静彦、津村美昭及び飛松純一の各氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
5. 当社は、古川静彦、津村美昭及び飛松純一の各氏を、東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ており、各氏が監査等委員である取締役として選任された場合、引き続き独立役員として指定し、届け出る予定であります。
6. 飛松純一氏が2009年3月から2021年3月まで社外監査役に就任し、2021年3月から社外取締役に就任している株式会社アマナにおいて、2018年4月、同社海外連結子会社で不適切な会計処理が行われている事実が判明いたしました。同氏は、その事実を事前に認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は社内調査委員会の一員として徹底した調査を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。また、2020年11月、同社及び同社国内連結子会社で不適切な会計処理が行われている事実が判明いたしました。同氏は、その事実を事前に認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の視点に立った提言を適宜行うとともに、当該事実の疑義が生じた後は内部統制のさらなる強化の要請及び再発防止策の策定等に関して必要な提言を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
7. 当社は、古川静彦、津村美昭及び飛松純一の各氏と会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しており、各氏が選任された場合、各氏との間で、上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合、当該保険契約の被保険者となります。なお、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況		所有 株式数
2	まつした ふみお 松下 文夫 (1959年12月16日)	1983年 4 月 2011年 8 月 2015年 4 月 2015年10月 2016年 1 月 2017年10月 2019年10月	国際証券株式会社(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 株式会社アビスト 入社 広報室長 七洋株式会社 常勤監査役 株式会社バーンホールディングス(現当社) 入社 当社 人事総務部長 当社 総務部長 当社 執行役員総務部長(現任)	2,600株
<p>【補欠の監査等委員である取締役候補者とする理由及び期待される役割】</p> <p>同氏は、当社に入社以来、管理部門の要職を歴任し、2019年10月から当社執行役員総務部長を務めております。企業法務、労務管理等に関する豊富な知識及び業務経験を有することから、当社の経営に対する適切な監査が期待できるものと判断し、補欠の監査等委員である取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 大町美奈子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 大町美奈子氏は、東京証券取引所及び当社が定める独立性の判断基準として、一般株主と利益相反関係の生じるおそれがあるとされる各項目に該当していないことから、監査等委員である社外取締役に就任した場合は、東京証券取引所が定める独立役員として指定する予定であります。
4. 大町美奈子氏又は松下文夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社は両氏と、会社法第427条第1項の規定に基づく、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、当社の取締役及び監査役の全員を被保険者に含む会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。大町美奈子氏又は松下文夫氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。

第6号議案 監査等委員でない取締役の金銭報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

2015年3月13日に開催の臨時株主総会において決議いただきました当社の現在の取締役の金銭報酬額（年額の枠をいう。以下同じ。）は1億5千万円以内で、監査役の金銭報酬額は2千万円以内となっておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、それらを廃止し、取締役の報酬等についてはあらためて監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とに区別して定める必要があります。

したがって、新たに監査等委員でない取締役と、監査等委員である取締役とに区別して定めることとし、監査等委員でない取締役に対する金銭報酬額につきましては、年額1億5千万円以内（うち社外取締役分は3千万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。ただし、取締役の報酬の額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与は含まないものとし、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

なお、本議案は、実質的に監査等委員会設置会社への移行前の取締役の報酬等の限度と同一の報酬等の限度をご承認いただくことをお願いするものであることから相当であると判断しております。

また、監査等委員でない取締役の数は、第3号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が承認可決されまると、4名（うち社外取締役1名）となります。

第7号議案 業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

第6号議案「監査等委員でない取締役の金銭報酬額決定の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の監査等委員でない取締役の報酬総額は、年額1億5千万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分報酬は含まないものとします。）となりますが、当社の業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

なお、当社は、2019年12月20日開催の第6回定時株主総会において、当社業務執行取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬についてご承認いただいておりますが、本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これに代えてご承認いただきたく願いますのであります。

本議案に基づき当社の対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権（以下「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額4千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。また、各対象取締役に對する具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、上記報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとし、社外取締役に對しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとしたたく存じます。

なお、本議案に係る報酬等の額は、本招集ご通知42頁から43頁「事業報告」(4)取締役及び監査役の報酬等②取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に記載の決定方針に沿い、対象取締役に對する職責に照らして相当であると判断しております。

現在の取締役は8名（うち社外取締役2名）ですが、第3号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は3名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年50,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範

囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分
に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下
「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より30年間から50年間までの間で当社の
取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を
受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他
の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会があらかじめ定める地位を退任した場合
には、その退任につき、任期満了、死亡その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当
株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社
の取締役会があらかじめ定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、
譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記
（2）に定める任期満了、死亡その他正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記
（2）に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を
解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の規定に従
い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を
当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契
約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項
が当社の株主総会（当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合におい
ては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間
の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式
について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記
に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本
割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるもの
といたします。

第8号議案 監査等委員である取締役の金銭報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款の一部変更の件」が承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

2015年3月13日に開催の臨時株主総会において決議いただきました当社の現在の取締役の金銭報酬額（年額の枠をいう。以下同じ。）は1億5千万円以内で、監査役の金銭報酬額は2千万円以内となっておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、それらを廃止し、取締役の報酬等についてはあらためて監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とに区別して定める必要があります。

つきましては、監査等委員会設置会社移行後の監査等委員である取締役に対する金銭報酬額としましては、年額4千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。なお、第2号議案「定款の一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

本議案は、第2号議案「定款の一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

以上

事業報告

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年10月1日～2021年9月30日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大による影響が長期化し、依然として厳しい状況が続いております。収束時期が見通せない状況のなか、足元での経済の下振れリスクを抱え、先行き不透明な状況で推移しました。

当社グループ事業に関係の深い住宅業界におきましては、国土交通省発表による新設住宅着工戸数は2020年10月～2021年9月累計で前年同期比101.5%と前年の大幅な減少から微増に転じましたが、当社が手掛けるリペアサービスは住宅等の引き渡し直前のタイミングで、また定期点検等の住環境向け建築サービスは引き渡し後にサービス提供することとなるため、同サービス分野は回復に至らず、減収を余儀なくされました。商環境向け建築サービスにつきましても、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により商業施設及びオフィスの内装工事等における需要が落ち込み、前期に引き続き減収となっております。

この結果、当連結会計年度における売上高は11,220百万円（前年同期比91.5%）、営業利益は63百万円（前年同期比15.0%）、経常利益は36百万円（前年同期比8.5%）、親会社株主に帰属する当期純損失は72百万円となりました。

なお、当社では組織再編及びM&Aの実施に伴い発生したのれん償却費を販売費及び一般管理費に192百万円計上しており、これを加えたのれん償却前経常利益は228百万円（前年同期比36.8%）、のれん償却前親会社株主に帰属する当期純利益は119百万円（前年同期比31.1%）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は94百万円であり、主なものは事務所セキュリティシステム、基幹システム構築等であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において特筆すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの主力事業を取り巻く外部環境として、新型コロナウイルス感染症の影響が徐々に収束していくことが見込まれておりますが、足元の経営環境は急激な原油高による原材料価格の高騰やガソリン・電気・ガスなどのインフラ価格の高騰、世界的な物流網の停滞など、パンデミックを遠因とするさまざまな環境の変化が発生しており、依然として厳しい状況が続くものと予想されます。

市場環境としては、人口減少に伴う新築着工戸数の減少が見込まれる住宅市場において、建替えやリフォームに対応していくための仕組みづくり・基盤づくりを推進することが大きな課題となっております。特に既存の戸建住宅は、管理組合等がないため、消費者個人個人の責任でメンテナンスや管理を長期にわたって継続していかなければならず、それらの負担へのフォローが重要課題です。また、今回の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、住宅やオフィスに対するニーズの変化が顕在化し始めております。一方、AIやIoTを活用した建築サービスの普及を受け、今まで以上に建物の維持・管理に関するニーズが顕在化されるなど、建築業界を取り巻く事業環境が加速度的に変化しており、メンテナンスや維持・管理のための「ラストワンマイル」のニーズ増加や建築業界におけるDX化の推進も見込まれております。このように住宅や建物を取り巻く環境が激変するなか、当社グループといたしましては、引き続き事業環境の変化に対応するサービスの強化、収益力の向上と財務基盤の強化に積極的に取り組んでまいります。

具体的には、①「建築関連サービスの強化」、②「生産性の向上」、③「人材の確保と早期戦力化」、④「経営効率の向上」、⑤「情報セキュリティ管理体制の強化」の5点を重要課題として取り組んでまいります。

①「建築関連サービスの強化」については、当社グループは住宅ライフサイクル全体をワンストップでカバーできる体制を、より充実させることを目指しております。特に注力していく課題として、2021年8月より本格販売いたしました住宅事業者様と住宅オーナー様をつなぐコミュニケーション支援ツールである「ツナゲルクラウド」の拡販を推進してまいり

ます。その他にも、住宅引き渡し後のアフターサービスとパンデミック後にも普遍的なサービスとして定着するであろう衛生的な環境づくりのサポートサービスを強化すべく、定期点検メニュー（10年目点検・15年目点検・20年目点検等）や住宅設備延長保証商品の拡充、抗ウイルス抗菌サービスのサービス体制網の強化と拡販、当社グループのサービスを支えるためのコールセンター機能の拡充を行ってまいります。

②「生産性の向上」については、前期に続き、販売費及び一般管理費の圧縮と現場稼働の効率化という2つの課題を認識しております。販売費及び一般管理費におきましては、一般的なシステムによる業務効率化に加え、RPAツールの更なる導入などICT化と蓄積したデータを積極的に活用してDX化を推進することに取り組んでまいります。現場稼働の効率化の精度を高めるとともに、現場稼働においても業務支援ツールの導入などICT化を進めてまいります。

③「人材の確保と早期戦力化」については、従来通り直接雇用している技術者の就労環境の整備や「早期育成プログラム」の更なるブラッシュアップなどを進めるとともに、協力業者ネットワークの整備及び拡大、フランチャイズ加盟店拡大に取り組み、技術者の多様化とサービス提供網の多層化に取り組んでまいります。

④「経営効率の向上」については、企業価値の向上のために、引き続きグループ全体最適で選択と集中を行い、業務フローや組織体制の見直しと効率化を行ってまいります。一方、推進しているフランチャイズ制度を活用して、当社が長年蓄積したノウハウを収益力に変えるための仕組み作りを推進することで、経営効率の向上、ならびに収益力の向上を図ってまいります。

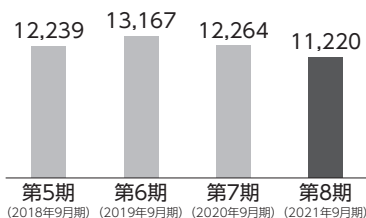
⑤「情報セキュリティ管理体制の強化」については、当社グループ会社において情報インシデントを発生させたことを反省し、グループ一丸となって情報セキュリティ管理体制の強化に取り組めます。今後の事業成長にはICT化・DX化の推進は欠かせないファクターであると認識しております。情報セキュリティ管理体制が事業成長の足かせにならないよう、グループ各社一丸となって体制強化を推進してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

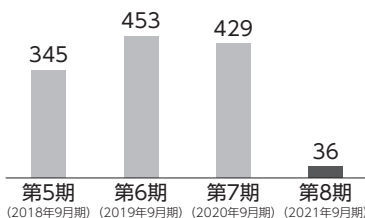
区 分	2018年9月期 第5期	2019年9月期 第6期	2020年9月期 第7期	2021年9月期 第8期
売 上 高	12,239,576 千円	13,167,457 千円	12,264,654 千円	11,220,318 千円
経 常 利 益	345,004 千円	453,151 千円	429,775 千円	36,650 千円
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△)	171,379 千円	247,876 千円	191,702 千円	△72,823 千円
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)	17.66 円	24.26 円	18.50 円	△6.79 円
総 資 産	6,742,183 千円	6,854,473 千円	8,402,589 千円	7,366,592 千円
純 資 産	2,856,034 千円	3,154,069 千円	3,396,252 千円	3,260,895 千円

(注) 2018年3月14日付で普通株式1株につき100株の株式分割を、2019年9月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第5期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算出しております。

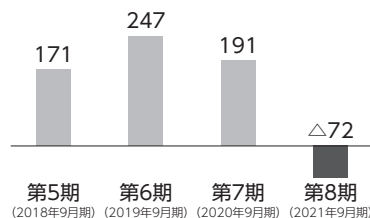
売上高
(単位：百万円)



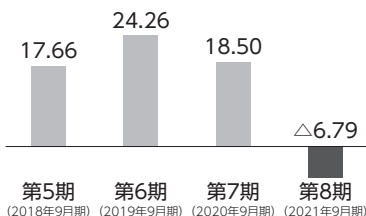
経常利益
(単位：百万円)



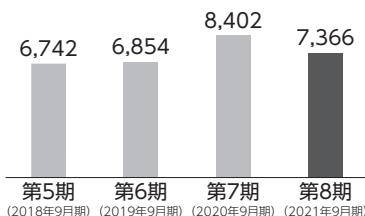
親会社株主に帰属する当期純利益
(単位：百万円)



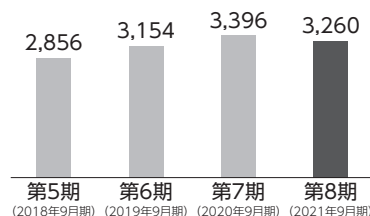
1株当たり当期純利益
(単位：円)



総資産
(単位：百万円)



純資産
(単位：百万円)



(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社バーンリペア	90,000千円	100.0%	住宅建物のリペア事業、点検・検査代行
株式会社キャンディルテクト	99,000千円	100.0%	住宅建物のリペア事業、検査代行、内装・家具施工、建築資材搬入請負
株式会社キャンディルデザイン	42,500千円	100.0%	メンテナンス資材の販売、インテリア商材等の販売
株式会社キャンディルパートナーズ	50,000千円	100.0%	当社グループのサービスを扱う販売代理店、FC店の管理等

② 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

③ その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

サービス区分	主なサービス内容
リペアサービス	・内装建材や家具等に発生した傷の補修
住環境向け建築サービス	・アフター定期点検（クリニックサービス） ・リコール対応（リフィットサービス） ・各種メンテナンス ・コールセンター ・小規模なリフォームの設計、デザイン、施工 ・建築検査 ・内覧会の設営 等
商環境向け建築サービス	・オフィス移転 ・商業施設工事 ・建築内装仕上工事 ・建築資材一括搬入 等
商材販売	・プロ向け補修材料の輸入、販売 ・一般向けメンテナンス商材の販売 ・インテリア商材等の販売 等
抗ウイルス抗菌サービス	・抗ウイルス抗菌光触媒コーティング

(8) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本社	東京都新宿区北山伏町1番11号

② 子会社

名 称	所 在 地
株式会社バーンリペア	東京センター（東京都中野区）ほか
株式会社キャンディルテクト	東京営業所（東京都江東区）ほか
株式会社キャンディルデザイン	大田事業所（東京都大田区）ほか
株式会社キャンディルパートナーズ	水天宮事務所（東京都中央区）

(9) 従業員の状況

① 連結グループの従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
564名	△42名

(注) 従業員数には、臨時従業員（契約社員、パートタイマー、日々雇用、嘱託、顧問及び派遣社員）721名は含まれておりません。

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
53名	△9名	42歳	4年

(注) 1. 従業員数には、当社子会社からの出向者が含まれております。
2. 従業員数には、臨時従業員（契約社員、パートタイマー、嘱託、顧問及び派遣社員）1名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱UFJ銀行	937,500 千円
株式会社みずほ銀行	846,672 千円
株式会社三井住友銀行	490,000 千円
株式会社りそな銀行	375,000 千円
株式会社横浜銀行	100,000 千円
株式会社北洋銀行	60,000 千円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 32,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,724,200株
- (3) 株主数 10,510名
- (4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
新生クレアシオンパートナーズ2号投資事業有限責任組合	4,091,200	38.14
林 晃生	1,964,800	18.32
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	322,800	3.01
株式会社T R A	286,100	2.66
大西 幸四郎	261,000	2.43
キャンディルグループ従業員持株会	179,999	1.67
佐藤 一雄	114,000	1.06
玄々化学工業株式会社	113,200	1.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	68,600	0.63
S M B C日興証券株式会社	60,600	0.56

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
林 晃生	代表取締役社長	株式会社バーンリペア取締役 株式会社キャンディールパートナーズ取締役 株式会社T R A代表取締役社長 株式会社T R Aフードサービス取締役
藤原 泉	取締役（管理管掌）	株式会社バーンリペア取締役 株式会社キャンディールテクト取締役 株式会社キャンディールデザイン取締役
肥後 宏治	取締役（事業管掌）	株式会社キャンディールテクト取締役 株式会社キャンディールパートナーズ取締役
藤本 剛徳	取締役	株式会社バーンリペア代表取締役社長
阿部 利成	取締役	株式会社キャンディールテクト代表取締役社長
佐藤 一雄	取締役	株式会社キャンディールデザイン取締役
大竹 俊夫	取締役	
大浦 善光	取締役	株式会社ウィズバリュー代表取締役 パーク24株式会社社外取締役 株式会社MS-Japan社外取締役（監査等委員）
古川 静彦	監査役	株式会社バーンリペア監査役 株式会社キャンディールテクト監査役 株式会社キャンディールデザイン監査役 株式会社キャンディールパートナーズ監査役
津村 美昭	監査役	監査法人フィールズ代表社員 税理士法人フィールズ代表社員
飛松 純一	監査役	外苑法律事務所弁護士 株式会社エーアイ社外取締役（監査等委員） MS & ADインシュアランスグループホールディングス株式会社社外取締役 エネクス・インフラ投資法人監督役員 株式会社アマナ社外取締役

- (注) 1. 大竹俊夫氏及び大浦善光氏は社外取締役であります。
 2. 古川静彦氏、津村美昭氏及び飛松純一氏は社外監査役であります。
 3. 監査役津村美昭氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
 4. 監査役飛松純一氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有する者であります。
 5. 当社は、大竹俊夫氏、大浦善光氏、古川静彦氏、津村美昭氏、飛松純一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

取締役大竹俊夫氏、取締役大浦善光氏、監査役古川静彦氏、監査役津村美昭氏、監査役飛松純一氏は、当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、次に掲げる額の合計額となります。

- ① 当該役員がその在職中に会社から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当りの額に相当する額として会社法施行規則第113条で定める方法により算定される額に、2を乗じて得た額
- ② 当該役員が会社の新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第3項各号に掲げる場合に限る。）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条で定める方法により算定される額

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社グループの取締役、監査役及び管理職従業員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしております。

なお、当該保険契約の保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

取締役 5名 73,500千円（うち社外 2名 8,400千円）

監査役 3名 11,400千円（うち社外 3名 11,400千円）

（注）1. 上記のほかにと取締役3名については、当社子会社から報酬等の総額として34,410千円を支払っております。

2. 取締役の報酬等限度額は、2015年3月13日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該決議時の対象とされていた取締役の員数は6名です。

3. 監査役の報酬等限度額は、2015年3月13日開催の臨時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。当該決議時の対象とされていた監査役の員数は1名です。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

当社は、2021年2月10日付取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しており、2021年11月25日付取締役会において、その方針を改定しております。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名・報酬委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりであります。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、固定報酬としての基本報酬及び株式報酬により構成するものとします。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて世間の水準、当社の従業員の給与等の水準、経営状況及び各々の貢献度合いをも考慮しながら総合的に勘案したうえで決定するものとします。

ハ. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬等は、譲渡制限付株式とし、業務執行取締役（以下「対象取締役」という。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての目的を踏まえ、相当と考えられる金額として、年額4千万円以内とします。各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定するものとします。また、対象取締役は、取締役会決議に基づき、金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年5万株以内とします。対象取締役に付与する譲渡制限付株式の数は、役位、職責、在任年数及び株価等を勘案して決定することとし、付与の時期については、取締役の構成、インセンティブとしての目的及び経営状況等を総合的に勘案し、必要に応じて取締役会において決定するものとします。

二. 金銭報酬の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、取締役の報酬について、客観性及び透明性を確保するため、取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において、各事業年度の連結業績、会社の財政状況及び成長性ならびに企業価値の持続的向上を図るインセンティブとしての機能等を総合的に勘案し、報酬割合の妥当性について評価、検討を行うものとします。取締役会は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人報酬等の内容を決定することとします。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、指名・報酬委員会が、各取締役の基本報酬の額の妥当性について、評価、検討を行ったうえで、取締役会が答申結果を尊重し、審議のうえ、決定することとします。また、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申結果を踏まえ、取締役会において取締役個人別の割当株式数を決議することとします。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役の大浦善光氏は、株式会社ウィズバリューの代表取締役、パーク24株式会社の社外取締役、株式会社MS-Japanの社外取締役（監査等委員）を兼ねております。

当社と兼職先の間には特別の関係はございません。

社外監査役津村美昭氏は、監査法人フィールズの代表社員、税理士法人フィールズの代表社員を兼ねております。

当社と兼職先の間には特別の関係はございません。

社外監査役の飛松純一氏は、外苑法律事務所の弁護士、株式会社エーアイの社外取締役（監査等委員）、MS&ADインシュアランス グループ ホールディングス株式会社の社外取締役、エネクス・インフラ投資法人の監督役員、株式会社アマナの社外取締役を兼ねております。

当社と兼職先の間には特別の関係はございません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	大竹 俊夫	当事業年度の就任中に開催された取締役会19回のうち19回出席しております。当社と関係の深い建設業界での豊富な経験と知識をもとに、当社の経営への助言や、業務遂行に対する適切な監督を行っております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外取締役	大浦 善光	当事業年度の就任中に開催された取締役会19回のうち19回出席しております。複数企業の経営に携わってきた豊富な経験と知見から、当社及び事業会社の経営や事業への助言や、業務遂行に対する適切な監督を行っております。これらにより社外取締役として期待される役割を果たしております。
社外監査役	古川 静彦	当事業年度の就任中に開催された取締役会19回のうち19回出席、監査役会13回のうち13回出席しております。上場企業の実務経験、内部監査及び業務監査などの監査経験と幅広い見地から、取締役会の意思決定の適正を確保するための助言を行っております。また、監査役会においては常勤監査役として、監査状況の報告及び取締役の職務執行にかかる事項等について適宜発言を行っております。
社外監査役	津村 美昭	当事業年度の就任中に開催された取締役会19回のうち19回出席、監査役会13回のうち13回出席しております。公認会計士としての専門的な見地から、意思決定の適正性・妥当性を確保するための助言や、監査結果や取締役の職務執行にかかる事項等について適宜必要な助言を行っております。
社外監査役	飛松 純一	当事業年度の就任中に開催された取締役会19回のうち19回出席、監査役会13回のうち13回出席しております。弁護士としての専門的な知見から、当社の経営を理解した上で事業リスクの回避、コンプライアンス遵守のための助言を適宜行っており、中立的・客観的な観点から監査を行っております。

(イ) 当社の不祥事等に関する対応の概要

該当事項はありません。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。
- ⑤ 事業報告記載事項に関する意見
該当事項はありません。

4. 会社の体制及び方針

剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中長期的に企業価値を高めるとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と認識し、将来における安定的な企業成長と経営環境の変化に対応するために必要な内部留保資金を確保しつつ、業績への連動性を高めて継続的に行うことを基本方針としております。また、経営の機動性と柔軟性の向上を図り、もって株主利益の向上に資するため、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める」旨及び取締役会の決議により中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、中間配当と期末配当の年2回の配当を行う方針です。

上記方針に従い、2021年5月13日開催の取締役会において、1株当たり3円の間配当を実施することを決議し、2021年11月25日開催の取締役会において、1株当たり3円の期末配当を実施することを決議しております。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,434,116	流動負債	2,238,075
現金及び預金	2,600,363	買掛金	339,633
受取手形及び売掛金	1,455,820	短期借入金	200,000
商品及び製品	95,526	1年内返済予定の長期借入金	749,996
原材料及び貯蔵品	40,872	リース債務	736
その他	246,315	未払法人税等	22,446
貸倒引当金	△4,781	未払消費税等	47,045
固定資産	2,932,475	賞与引当金	130,725
有形固定資産	62,455	未払費用	532,731
建物及び構築物	68,834	その他	214,761
機械装置及び運搬具	14,366	固定負債	1,867,621
工具、器具及び備品	78,219	長期借入金	1,859,176
リース資産	7,467	リース債務	1,945
減価償却累計額	△106,431	その他	6,500
無形固定資産	2,647,606	負債合計	4,105,696
ソフトウェア	146,627	(純資産の部)	
のれん	2,498,908	株主資本	3,260,895
その他	2,070	資本金	559,537
投資その他の資産	222,413	資本剰余金	2,279,637
投資有価証券	42,007	利益剰余金	421,721
敷金及び保証金	68,584		
繰延税金資産	98,533		
その他	18,928		
貸倒引当金	△5,640	純資産合計	3,260,895
資産合計	7,366,592	負債・純資産合計	7,366,592

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		11,220,318
売上原価		7,146,512
売上総利益		4,073,805
販売費及び一般管理費		4,010,476
営業利益		63,328
営業外収益		
受取利息	80	
助成金収入	4,337	
受取保険金	5,501	
その他	1,157	11,077
営業外費用		
支払利息	20,810	
障害者雇用納付金	5,460	
その他	11,484	37,755
経常利益		36,650
税金等調整前当期純利益		36,650
法人税、住民税及び事業税	123,943	
法人税等還付税額	△20,565	
法人税等調整額	6,095	109,474
当期純損失		△72,823
親会社株主に帰属する当期純損失		△72,823

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年9月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,134,078	流動負債	1,056,166
現金及び預金	1,796,001	短期借入金	200,000
営業未収金	85,613	1年内返済予定の長期借入金	749,996
前払費用	16,835	未払金	13,496
短期貸付金	210,254	未払費用	63,095
その他	25,374	未払法人税等	10,430
固定資産	3,855,580	未払消費税等	593
有形固定資産	30,757	賞与引当金	15,001
建物	18,637	その他	3,554
車両運搬具	5,025	固定負債	1,859,176
工具器具備品	7,093	長期借入金	1,859,176
無形固定資産	2,203,845	負債合計	2,915,342
ソフトウェア	26,521	(純資産の部)	
のれん	2,177,074	株主資本	3,074,316
その他	250	資本金	559,537
投資その他の資産	1,620,978	資本剰余金	2,279,637
投資有価証券	42,007	資本準備金	1,369,537
関係会社株式	1,550,430	その他資本剰余金	910,100
繰延税金資産	10,744	利益剰余金	235,142
敷金保証金	17,707	その他利益剰余金	235,142
その他	87	繰越利益剰余金	235,142
資産合計	5,989,659	純資産合計	3,074,316
		負債・純資産合計	5,989,659

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年10月1日から
2021年9月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		1,131,180
営業費用		983,928
営業利益		147,251
営業外収益		
受取利息	3,236	
助成金収入	1,000	
その他	379	4,616
営業外費用		
支払利息	20,771	
その他	1,089	21,861
経常利益		130,006
税引前当期純利益		130,006
法人税、住民税及び事業税	51,949	
法人税等調整額	4,462	56,412
当期純利益		73,594

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月25日

株式会社キャンディル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	居	伸	浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野	水	善	之

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社キャンディルの2020年10月1日から2021年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社キャンディル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年11月24日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議し、2021年11月25日に実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年11月25日

株式会社キャンディル
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	新	居	伸	浩
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	野	水	善	之

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社キャンディルの2020年10月1日から2021年9月30日までの第8期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は2021年11月24日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議し、2021年11月25日に実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年10月1日から2021年9月30日までの第8期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した見解として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査するとともに子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会の決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容及び運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制も含め、特段指摘すべき点は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年11月25日

株式会社キャンディル 監査役会

常勤監査役 (社外監査役) 古川 静彦 ㊟

監査役 (社外監査役) 津村 美昭 ㊟

監査役 (社外監査役) 飛松 純一 ㊟

以上

〈× 毛 欄〉

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都文京区後楽二丁目6番1号 住友不動産飯田橋ファーストタワー地下1階
ベルサール飯田橋ファースト



会場最寄り駅	飯田橋駅	J R 線	東口より徒歩5分
	飯田橋駅	大江戸線	C3出口より徒歩3分
	飯田橋駅	東西線・有楽町線・南北線	A3出口より徒歩5分
	後楽園駅	丸ノ内線・南北線	B1出口より徒歩5分
			1番出口より徒歩8分